

## 障害者週間(12/3~9)

皆さんの間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がいのある方がさまざまな社会活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的に制定されたものです

## 相談支援事業所

障がいのある方やその家族からの相談などを、相談支援専門員がお聞きします。

相談支援事業所名	住所／電話番号
社会福祉法人光林会 地域生活支援センター しおん	石鳥谷町中寺林12-54-7 / ☎45-2714
社会福祉法人花巻市社会福祉協議会 指定障がい者(児)相談支援事業所 あけぼの	石神町364 / ☎21-1813
社会福祉法人花巻ふれあいの里福祉会 こぶし相談室	上根子字新田100 / ☎29-4611
社会福祉法人岩手県社会福祉事業団 相談支援事業所しようふう	石鳥谷町中寺林7-46-3 / ☎45-3016
社会福祉法人花巻市社会福祉協議会 指定障がい児相談支援事業所イー ハトーブ養育センター	石神町364 / ☎21-3771

## 福祉サービスなどの申込先

主な福祉サービスなど	問い合わせ
▷身体障がい者手帳・療育手帳の申請 ▷補装具・日常生活用具の給付 ▷福祉タクシー券申請 ▷更生医療・育成医療の申請 ▷身体・知的障がい者、障がい児の自立支援給付	▷本庁障がい福祉課(☎24-2111内線517) ▷各総合支所健康福祉係 大 迫(☎48-2111内線273) 石鳥谷(☎45-2111内線225) 東 和(☎42-2111内線244)
▷精神障がい者保健福祉手帳の申請 ▷精神障がい者通院医療の申請 ▷精神障がい者・難病患者の自立支援給付	▷本庁障がい福祉課(☎24-2111内線512) ▷各総合支所健康づくり窓口 大 迫(☎48-2111内線138) 石鳥谷(☎45-2111内線261) 東 和(☎42-2111内線431)

ここで紹介する福祉制度・サービスは、障がいの種別や等級、本人や家族の所得状況により受けることができない場合があります。

また、サービス利用は原則事前申請となっておりますので、必要な書類もサービスにより異なりますので、あらかじめ担当までお問い合わせください。



## 【問い合わせ】

本庁障がい福祉課(☎24-2111内線512・517)

## 障がい福祉サービス

### ●自立支援給付

障がい者(児)や難病患者が日常生活に必要なサービスを自ら選び、契約することにより利用できます。

#### —主なサービス—

- ▶居宅介護(ホームヘルプサービス)
- ▶同行援護…重度の視覚障がい者の外出に同行
- ▶生活介護…常時介護が必要な方に、日中、施設において入浴・排せつ・食事の支援を行うほか、創作活動機会などを提供する
- ▶療養介護…医療と介護が必要な方に医療機関において機能訓練や日常生活の支援を行う
- ▶自立訓練…リハビリや日常生活を送るための訓練
- ▶就労移行支援…一般企業での就労を希望する方に一定期間必要な訓練を行う
- ▶就労継続支援…一般企業での就労が困難な方に、働く場の提供と必要な訓練を行う
- ▶短期入所(ショートステイ)
- ▶グループホーム
- ▶施設入所支援 など



### ●障がい児通所支援

- 在宅の障がい児に対して通所サービスを提供します。
- ▶児童発達支援…日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練など
  - ▶放課後等デイサービス…学校の放課後や長期休暇中における生活能力向上訓練や交流の促進など
  - ▶保育所等訪問…障がい児が通う保育所などを訪問し集団生活への適応のための専門的支援を行う

### ●地域生活支援

在宅の障がい者(児)や難病患者が地域生活を円滑に送ることができるよう、地域の状況に応じてサービスを提供します。

- ▶意思疎通支援…手話通訳者の派遣
- ▶移動支援…通院以外の外出時の移動を支援
- ▶地域活動支援センター…創作的活動、生産活動、社会との交流の場の提供
- ▶日中一時支援…日中活動の場の提供、見守りや日常生活訓練

\*サービスの利用料は原則1割負担ですが、本人・家族などの課税状況により負担上限額が設定されます

## その他の制度・サービス

- 難聴児の補聴器購入費助成
- 小児慢性特定疾患児の日常生活用具購入費助成
- 在宅酸素療法患者の酸素濃縮器使用助成
- 福祉タクシー券
- 有料道路通行料金割引
- NHK放送受信料の減免
- 鉄道・バス・タクシーの割引
- 所得税・市県民税の障がい者控除
- 住宅改造費助成
- 自動車改造費助成
- 社会参加支援(スポーツ・レクリエーションなど)
- 成年後見制度利用支援
- 生活支援(視覚・聴覚障がい者向け生活講座など)

# 住み慣れた地域で 安心していきいきと暮らすために

12月3日~9日  
「障害者週間」



## —障がい福祉制度・サービスを紹介します—

市は、障がいのある方が住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていけるよう、国や県の施策と合わせさまざまな福祉サービスを提供しています。これを多くの方に知ってもらい、障がいのある方の日常生活がより暮らしやすいものとなるよう、障がい福祉制度・サービスを紹介します。

## 障がい者手帳

障がいのある方が福祉サービスを受けやすくするために発行する手帳です。

### —障がい者手帳の種類—

- ▶身体障がい者手帳[1級(重度)~6級(軽度)]
- ▶療育手帳(知的障がい)[A(重度)、B(中・軽度)]
- ▶精神障がい者保健福祉手帳[1級~3級]

### —申請方法など—

申請には指定医師が作成した診断書(身体・精神)または県の判定(療育)のほか、写真や印鑑などが必要です。

## 日常生活用具購入費の補助

在宅生活者の日常生活を便利にするための用具の購入費を補助します。

- ▶視覚障がい者用…音声式の時計・血圧計・体重計、拡大読書器、ポータブルレコーダーなど
- ▶聴覚障がい者用…屋内信号装置、ファクスなど
- ▶音声機能障がい者用…人工喉頭
- ▶肢体不自由者用…歩行補助つえ(一本つえ)、入浴補助用具、特殊寝台、特殊マットなど
- ▶腎臓障がい者用…透析液加湿器
- ▶ぼうこう・直腸機能障がい者用…蓄便袋・蓄尿袋、紙おむつ
- ▶呼吸器機能障がい者用…電気式たん吸引器など
- ▶知的障がい者(児)用…頭部保護帽など

## 補装具費の支給

日常生活などを容易にするための補装具の購入費や修理費を支給します。

- ▶視覚障がい者用…眼鏡、義眼、盲人安全つえ
- ▶聴覚障がい者用…補聴器
- ▶肢体不自由者用…義肢、装具、車椅子、歩行器、電動車椅子、歩行補助つえ、座位保持装置
- ▶重度障がい者用…意思伝達装置



## 医療費助成

### ●自立支援医療制度

原則として医療費の自己負担が1割となります。

- ▶更生医療…身体障がいのある方の障がいの程度を軽くしたり取り除いたりすることにより、日常生活や職業能力を高めるための医療
- ▶育成医療…18歳未満で身体に障がいのある、または放置すると将来障がいを残すと認められる疾患のある児童が、将来生活能力を得るために必要な医療
- ▶通院医療…精神障がいのある方が精神の病気で受ける医療

### ●重度心身障がい者医療費助成【担当:国保医療課】

重度の障がいのある方が医療機関で支払うべき自己負担額を助成します。

### ●後期高齢者医療制度【担当:国保医療課】

医療費の自己負担が1割(現役並み所得者は3割)となります。65歳以上75歳未満の方で、一定以上の障がいの状態にある方が適用されます。

\*難病患者の医療費助成についての問い合わせ・手続き窓口は中部保健所(花城町1-41 ☎22-4921)です

## 年金・手当

### ●障がい基礎年金【担当:国保医療課】

国民年金加入中などに病気やけがで障がいが残ったときや、20歳前から一定以上の障がいの状態にある場合、障がいの程度によって支給されます。

### ●特別障がい者手当

日常生活において常時特別な介護を必要とする20歳以上の在宅の重度障がい者に対して支給されます。

### ●障がい児福祉手当

日常生活において常時特別な介護を必要とする20歳未満の在宅の重度障がい児に対して支給されます。

### ●特別児童扶養手当【担当:地域福祉課】

心身に一定以上の障がいの状態がある20歳未満の児童を養育する保護者に対して支給されます。

\*医療費助成制度や手当は、本人や家族の所得状況により対象とならない場合があります